

令和 3 年 12 月 20 日
みどり自然課

第 13 次鳥獣保護管理事業計画（素案）の概要について

1 第 13 次計画（素案）の骨子について

- 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）」（以下「鳥獣保護管理法」という。）第 3 条に定める基本指針（環境省告示）に基づき、各都道府県は「鳥獣保護管理事業計画」を策定することとされている。**【策定は必須】**
- 計画の目的
鳥獣保護管理法第 4 条に基づき、環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に即して、県知事が各地域の実情を勘案して、野生鳥獣を適切に保護・管理するために定める、県の野生鳥獣の保護管理の根幹を担う計画です。
- 第 13 次計画の計画期間は、令和 4（2022）から令和 8（2026）年度までの5 年間とする。
- 計画の主な内容
 - ・鳥獣保護区、特別保護地区、狩猟鳥獣捕獲禁止区域等に関すること
 - ・鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関すること
 - ・特定猟具使用禁止区域等に関すること
 - ・第二種特定鳥獣管理計画に関すること
 - ・鳥獣の生息状況の調査に関すること
 - ・鳥獣保護管理事業の実施体制（人材育成等）に関すること
 - ・その他（狩猟適正化、傷病鳥獣救護、感染症への対応、普及啓発等）
- 鳥獣保護区等の更新については、捕獲圧の確保の観点から区域縮小や満了（廃止）の意向が多く示される中、鳥獣保護のため狩猟鳥獣捕獲禁止区域への指定振替を推奨。
- 本県の 4 種類の特定鳥獣（ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ及びニホンジカ）に関する「第二種特定鳥獣管理計画」を更新・維持する。
- 基本指針改定の主要な 4 項目である「鳥獣の管理の強化」「鳥獣の保護の推進」「人材育成」「感染症への対応」に対応して、県計画も改定を行った。

2 第13次計画（素案）の主な改定のポイントについて

項 目	主な改定のポイント
鳥獣保護区等の更新	<ul style="list-style-type: none"> ▽ 鳥獣保護区（34箇所）の更新 4か所減、総面積減（△12,054ha） ▽ 特別保護地区（5箇所）の更新 ▽ 狩猟鳥獣捕獲禁止区域（5箇所）の設定 ▽ 特定猟具捕獲禁止区域（54箇所）の更新 1か所減、総面積減（△171ha）【第六の2関係】
鳥獣の管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> ▽ 第二種特定鳥獣保護管理事業計画については、計画の中で実施される指定管理鳥獣捕獲等事業も含め、適切な評価・見直しを行い、数値等で具体的な評価可能な目標の設定に努め、順応的な計画の推進を図る。【第六の2関係】 ▽ 鳥獣特措法の改正に伴い、市町村の要請により県が個体数調整のため「新たな広域的な捕獲事業」を実施可能な規定を置いた。【第四の5の(2)関係】
鳥獣の保護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▽ 錯誤捕獲の防止対策のため、錯誤捕獲の情報収集を進め、必要に応じてわなの設置時期や場所を規制し、錯誤捕獲時の体制整備等を検討する。【第四の7の(5)関係】 ▽ 鳥類の鉛中毒防止関係の記載を充実させた。【第四の2の(5)関係】
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ▽ 大学等と連携した専門人材の確保・育成（鳥獣対策指導者の養成）、地域の鳥獣対策の推進役となる人材の育成。【第八の3関係】
感染症への対応	<ul style="list-style-type: none"> ▽ 高病原性鳥インフルエンザのほか、豚熱等の動物由来感染症対策関係の記載を充実させた。【第十の4関係】
その他	<ul style="list-style-type: none"> ▽ 鳥獣による被害対策に関する県の対策の推進について記載を充実させた。【現状と課題、第四の5の(2)関係】 ▽ 市街地出没等における円滑な対応のための連絡体制の構築及び訓練関係について記載。【第十の1関係】